

令和6年度 特別支援学級・通級指導教室設置状況一覧

No.	学 校 名	特別支援学級		通級指導教室	備考
1	越ヶ谷小	知的障害	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害 ※2学級設置	巡回通級拠点校
2	大沢小	知的障害	自閉症・情緒障害	難聴・言語障害 発達障害・情緒障害	
3	新方小	知的障害		未設置	
4	桜井小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
5	大袋小	知的障害	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
6	萩島小	知的障害(増設)	自閉症・情緒障害	未設置	知的支援級増設
7	出羽小	知的障害	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
8	大相模小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
9	増林小	知的障害		未設置	
10	川柳小	未設置		未設置	
11	南越谷小		自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害(新設)	発・情通級新設
12	東越谷小	知的障害	自閉症・情緒障害	病弱・身体虚弱(院内学級)	未設置
13	大沢北小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
14	大袋北小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
15	蒲生南小	知的障害	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
16	北越谷小		自閉症・情緒障害	未設置	
17	大袋東小		自閉症・情緒障害	未設置	
18	平方小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
19	弥栄小		自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害(新設)	発・情通級新設
20	大間野小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
21	宮本小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
22	西方小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
23	鷺後小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
24	明正小		自閉症・情緒障害	未設置	
25	千間台小	知的障害		未設置	
26	桜井南小	知的障害	自閉症・情緒障害	難聴・言語障害(新設) 発達障害・情緒障害	難・言通級新設
27	花田小		自閉症・情緒障害	未設置	
28	城ノ上小	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
29	蒲生小	知的障害	自閉症・情緒障害	難聴・言語障害 発達障害・情緒障害	

1	中央中	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
2	東中	知的障害	自閉症・情緒障害	病弱・身体虚弱(院内学級)	未設置
3	西中	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
4	南中	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
5	北中	知的障害	自閉症・情緒障害	肢体不自由(増設) 発達障害・情緒障害 ※2学級設置	肢体不自由支援級増設
6	富士中	知的障害(新設)		発達障害・情緒障害	知的支援級新設
7	北陽中		自閉症・情緒障害	未設置	
8	栄進中	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
9	光陽中	未設置		発達障害・情緒障害	
10	平方中	知的障害		未設置	
11	武蔵野中		自閉症・情緒障害	未設置	
12	大袋中		自閉症・情緒障害	未設置	
13	新栄中	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
14	大相模中	知的障害	自閉症・情緒障害	未設置	
15	千間台中		自閉症・情緒障害	未設置	

【参考】

○通級指導教室の入級について

・対象

在籍校において通常学級での学習におおむね参加でき、知的障害を伴わない児童生徒が対象

【難聴・言語障害通級指導教室】(小学生のみ対象)

難聴、誤学習や口蓋裂等により正しく発音ができない、吃音がある児童

【発達障害・情緒障害通級指導教室】(小・中学生ともに対象)

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、選択性かん黙等がある児童生徒

・入級手続き

教育センターにおける相談(諸検査、行動観察)→就学支援委員会の判断→指導開始の決定

就学相談Q&A

Q1 就学相談は必ずしないといけないものですか？

A1 就学相談とは、お子さんの特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子さんのニーズに合っているかを検討していく相談です。保護者の希望により実施するものですので、全員が対象というものではありません。

入学前の就学相談をしない場合には、お住まいの基本学区の小学校の通常学級へ就学することになります。

Q2 特別支援学級への就学を考えていますが、就学予定の学校に特別支援学級がありません。どうしたらよいですか？

A2 お住まいの基本学区の学校に特別支援学級が設置されていない場合や、お子さんの障がいの状況に適した種別の特別支援学級が設置されていない場合については、より近くの安全に通うことのできる設置校をご案内します。

また、保護者のご希望がある場合には、基本学区の種別の異なる特別支援学級に就学することも可能です。

Q3 小学校就学に向けて、いつぐらいまでに就学先を決定したらよいですか？

A3 年長児の就学先については、概ね、特別支援学校は10月末まで、特別支援学級は12月末までを目安に決定していきます。教育センターでは、それまでの間に、心理検査や療育によりお子さんの状況を把握するとともに、見学等の機会をご案内し保護者が検討するための情報提供をさせていただきます。

次年度の特別支援学級への就学・転籍に係る最後の就学支援委員会は2月に実施されますので、1月末までには教育センターでの面談を済ませておく必要があります。

Q4 就学支援委員会の審議結果と保護者の就学先の意向が異なる場合、どうしたらよいですか？

A4 就学先については、保護者のご意向を最大限尊重して決定されます。ですので、就学支援委員会の判断と異なる就学先を選ぶことも可能です。就学先について迷っている場合は、お気軽に教育センターにご相談ください。

Q5 特別支援学校や特別支援学級に就学した後に、転学や転籍することはできますか？

A5 就学後の転学・転籍は年度ごとに可能です。お子さんの状態や成長を踏まえ、学びの場を柔軟に見直していくことも大切です。転学・転籍を検討される場合は、就学した学校と相談を進めてください。

その他、就学やお子さんの発達等についてのお問い合わせ・相談は
越谷市教育センター 教育相談担当・特別支援教育担当まで
048-962-9300 または 048-962-8601